

令和2年6月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金法による障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

なお、裁定請求書には、当該傷病に係る初診日は昭和〇年〇月と記載されている。

(2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病（統合失調症）の初診日が昭和〇年〇月頃であることを確認することができないため。」との理由により、上記(1)の裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

(3) 請求人は、原処分を不服とし、標記

の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

1 障害基礎年金が支給されるためには、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、20歳未満であること、又は、国民年金の被保険者であるか、若しくは、国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者であって、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月（初診日が平成3年5月1日前にある傷病による障害については、当該初診日が属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月及び10月をいう。）の前月。以下同じ。）までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしていること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がないこと、のいずれかに該当していること（以下、この①及び②の要件を「保険料納付要件」という。）、そして、障害認定日又は裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、国民年金法施行令別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当することが必要とされている。

2 請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、昭和〇年〇月頃である旨主張しており、本件の問題点は、本件初診日がいつかということである。

第2 当審査会の判断

1 請求人は、本件初診日は昭和〇年〇月頃である旨主張し、同月〇日、〇〇市所

在のa病院を受診して同日入院となり、平成○年○月頃退院したと陳述するので検討する。

(1) b病院c科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同月○日付け診断書には、当該傷病について初めて医師の診断を受けた日は「昭和○年○月○日」と記載されている。しかし、この記載は、平成○年○月○日の本人の申立てによるものとされており、請求人作成の平成○年○月○日付け「受診状況等証明書が添付できない申立書」によれば、a病院には診療録が残っており、受診状況等証明書が添付できないというのであるから、上記初診日の記載を直ちに採用することはできない。

(2) B、C及びD作成の各「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」には、いずれも請求人が昭和○年○月、当該傷病によりa病院に入院した旨を聞いたなどのことが記載されているが、30年も前のことに係る記憶の正確性、信用性を認める特段の事情は見当たらないから、これらによって本件初診日が昭和○年○月頃であると認めることはできない。

また、提出された請求人のノートの記載も、昭和○年○月頃に記載したものであるか明らかでなく、これをもって本件初診日を請求人主張の日と認めることはできない。

他に本件初診日が昭和○年○月頃であると認めるに足る資料はない。

(3) 一方、本件記録によれば、a病院は、E医師が院長を務めるc科の専門病院であることが認められるところ、当審査会が取り寄せたb病院の請求人に係る診療録には、初診である平成○年○月○日の記載として、現病歴欄の冒頭に「a病院に○年余入院。その後通院していたがDr.クスリに対する不信が強く断薬していたところ調子が悪くなり」との記載があることから、請求人はかつてa病院において当該傷病と診断され、○年余入院していたものと

認められる。

また、請求人提出に係る①請求人宛ての封筒及び在中の書簡は、その体裁及び記載内容から、○○県在住のFがa病院に入院中の請求人に郵送した書簡であること、その封筒の郵便切手には、平成○年○月○日の消印があることが認められ、在中の書簡の「一日も早く元気になり退院される事を祈っております」などの記載から、Fは、請求人が入院中に知り合った者であることがうかがわれる。そして、請求人提出に係る②a病院院長E名の平成○年○月○日付けの賞状には、請求人が、同月の院内テニス大会で優勝した旨が記されていることが認められ、上記①及び②の資料が偽造に係るものであることを疑うべき事情は見当たらない。

2 上記1の各事情を総合すれば、請求人がc科の専門病院であるa病院に入院したのが、請求人主張の昭和○年○月○日であると確定することはできないが、遅くとも平成○年○月○日において請求人は同病院に入院していたものと認められ、この認定に反する資料はない。

また、本件記録により、請求人の保険料納付要件について検討すると、本件初診日が、平成○年○月○日及び同日から遡って1年間のいずれの時期にあったとしても保険料納付要件を充足していることが認められ、更にそれよりも前に本件初診日があったことをうかがわせる資料はない。

以上のことを総合考慮すると、本件初診日は、平成○年○月○日と認めるのが相当である（同日を本件初診日とすることは、請求人の申立ての範囲内のものと解される。）。)

3 以上の次第で、本件初診日が昭和○年○月頃であることを確認することができないことを理由に請求人の裁定請求を却下した原処分は、妥当でないから取り消すこととし、改めて処分権者において障害の状態及び程度を認定の上、裁定請求に対する処分をするのが相当である。

よって、主文のとおり裁決する。